たむら一般廃棄物最終処分場

維持管理計画書

令和7年8月

田村市

維持管理計画書

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(以下、 基準省令という。)に規定による「一般廃棄物の廃棄物処分場の維持管理の技術上の基準」に基づき、 次のとおり必要な事項を定める。

No.	維持管理上の基準	維持管理計画
1	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流	埋立地に屋根を設置し、埋立地の外に一般
	出しないように必要な措置を講ずること。	廃棄物が飛散及び流出しないようにする。
2	最終処分場の外に悪臭が飛散しないよう	埋立地に屋根を設置し、悪臭の飛散防止を
	に必要な措置を講ずること。	図ることとする。
3	火災の発生を防止するために必要な措置 を講ずるとともに、消火器その他の消火設備 を備えておくこと。	火災の発生を防止するため、所轄消防署の
		指導に基づき、必要な消火設備を備えるとと
		もに、場内の火気の使用を禁止する等の措置
		を講ずる。
		消火器その他の消火設備は、常に整備点検
		を行うこととする。
	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害 虫が発生しないように薬剤の散布祖斧田必 要な措置を講ずること。	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害
		虫が発生しないよう、施設内は常に清掃し、
4		清潔を保持する。
		また、必要に応じ薬剤の散布等の措置を講
		ずる
	囲いは、みだりに人が埋立地に入るのを防 止することができるようにしておくこと。	囲いは、みだりに人が埋立地に入るのを防
5		止することができるようにしておくことと
		する。
	立札その他の設備は、常に見やすい状態に	立札は最終処分場の入口の見やすい場所
6	しておくとともに、表示すべき事項に変更が	に設置し、表示すべき事項に変更が生じた場
	生じた場合には速やかに書換えその他必要	合には速やかに書換えることとする。
	な措置を講ずること。	口には座でかって自決へのこととする。
	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊す	
7	るおそれがあると認められる場合には、速や	定期的に概観をチェックし、安全確認を行
7	かにこれを防止するために必要な措置を講	うこととする。
	ずること。	
8	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想
	される負荷により、遮水工が損傷するおそれ	される負荷により、遮水工が損傷するおそれ
	があると認められる場合には速やかにこれ	があると認められる場合には速やかにこれ

	を防止するための必要な措置を講ずること。	を防止するための必要な措置を講じること
		とする。
	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が
9	低下するおそれがあると認められる場合に	低下するおそれがあると認められる場合に
	は、これを回復するために必要な措置を講ず	は、これを回復するために必要な措置を講じ
	ること。	ることとする。
	埋立地からの浸出液による最終処分場の	- QCCC 7 0 0
	周縁の地下水の水質への影響の有無を判断	│ │ 最終処分場の上下流2か所に設置したモ│
	することができる2以上の場所から採取さ	・
	れ、又は地下水集排水設備により排出された	こととする。
	地下水の水質検査を次により行うこと。	
	イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電	埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導
	気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、 	率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、
	かつ記録すること。	記録することとする。
1 0	ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目につ	埋立処分開始後、地下水等検査項目につい
	いて1年に1回以上測定し、かつ、記録する	て1年に1回以上測定し、かつ、記録するこ
	こと。	ととする。
	ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物	埋立処分開始後、モニタリング井戸により
	イオンについて1月に1回以上測定し、か	1月に1回以上測定し、かつ、記録すること
	つ、記録すること。	とする。
	ニ ハの規定により測定した電気伝導率又	モニタリング井戸で測定した電気伝導率
	は塩化物イオンの濃度に異常が認められた	及び塩化物イオンに異常が認められた場合
	場合には、速やかに、地下水等検査項目につ	には、速やかに地下水等検査項目について測
	いて測定し、かつ、記録すること。	定し、かつ、記録することとする。
	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、
1 1	水質に悪化が認められる場合には、その原因	水質の悪化が認められた場合には、その原因
1 1	の調査その他の生活環境の保全上必要な措	を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講
	置を講ずること。	じることとする。
1.0	埋立地に雨水が入らないように必要な措	埋立地外周にU字溝を設置し、雨水が入ら
1 2	置を講ずること。	ないようにすることとする。
	調整池を定期的に点検し、調整池が損傷す	調整池は定期的にチェックし、損壊箇所等
	るおそれがあると認められた場合には、速や	がないか確認を行うこととする。損壊を確認
1 3	かにこれを防止するために必要な措置を講	した場合は、必要な措置を講じることとす
	ずること。	る。
	浸出液処理設備の維持管理は、次により行	浸出液処理設備は次のとおり維持管理を
	うこと。	行うこととする。
1 4		クローズド型処分場なので放流水はない
	イ 放流水の水質が排水基準等に適合する	が、処理水の水質が排水基準等に適合するこ
	こととなるよう維持管理すること。	ととなるよう維持管理を行うこととする。
		ここらしい / 青い 日子に口 / 「CC 7 つ0。

	ロ 浸出液処理設備の機能状態を定期的に 点検し、異常を認めた場合には、速やかに必	浸出液処理設備の機能状態を定期的に点 検し、異常を認めた場合には、速やかに必要
	要な措置を講ずること。	な措置を講じることとする。
	ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。	
	(1)排水基準等に係る項目について1年に	
	1回以上測定し、かつ、記録すること。	維持管理上の基準のとおり測定し、かつ、
	(2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求	記録することとする。
	量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素	
	含有量について1月に1回以上測定し、か	
	つ、記録すること。	
	防凍のための措置の状況を定期的に点検	防凍のための措置の状況を定期的に点検
1402	し、異常を認めた場合には、速やかに必要な	し、異常を認めた場合には、速やかに必要な
	措置を講ずること。	措置を講じることとする。
	開渠その他の設備の機能を維持するとと	
	もに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄	開渠に堆積した土砂等の速やかな除去そ の他の必要な措置を講じることとする。
1 5	物が流出することを防止するため、開渠に堆	
	積した土砂等の速やかな除去その他の必要	
	な措置を講ずること。	
		貯留ピット壁面にガス抜き管を設置し、発
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	生するガスを排除することとする。さらに、 被覆施設に設置した換気装置により屋外に 排出し、大気拡散を図ることとする。
1 6		被覆施設に設置した換気装置により屋外に 排出し、大気拡散を図ることとする。
	スを排除すること。	被覆施設に設置した換気装置により屋外に 排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5
1 6	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおお	被覆施設に設置した換気装置により屋外に 排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖す
	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他こ	被覆施設に設置した換気装置により屋外に 排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5
	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	被覆施設に設置した換気装置により屋外に 排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖す
	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。
1 7	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を
1 7	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じることと
1 7	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じることとする。
1 7	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 残余の埋立容量について1年に1回以上	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じることとする。 残余の埋立容量について1年に1回以上
1 7	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じることとする。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録することとする。
1 7	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じることとする。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録することとする。 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量並
1 7	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じることとする。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録することとする。 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行っ
1 7 1 8 1 9	スを排除すること。 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成	被覆施設に設置した換気装置により屋外に排出し、大気拡散を図ることとする。 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね5 Ocm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じることとする。 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録することとする。 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、